

国土交通省大臣認定の掲載の確認について

- ① Google あるいは Yahoo の検索画面で「国交省 帳簿」と検索します。
※「国交省 帳簿」は「国土交通省構造方法等の認定に係る帳簿」の略です。
- ② 「建築：構造方法等の認定に係る帳簿—国土交通省」を**クリック**します。
- ③ 表示された国土交通省ホームページの「構造方法等の認定に係る帳簿」ページの下にある「大臣認定の検索システム」を**クリック**します。



* このシステムは国土交通省建築指導課指導のもと
一般社団法人建築性能基準推進協会が提供しているものです。

(URL : <http://www.seinokyo.jp/ninteidb/pub>)

- ⑤ 認定番号の入力、あるいはキーワード検索で「管理会社」より社名を入力して、「検索実行」を**クリック**すると、検索結果一覧が表示されます。
- ⑥ 検索結果一覧から閲覧したい認定の「詳細」を**クリック**します。

認定を受けた構造方法等の名称の
「内容の違い」

- 化合物塗装とは、現場塗装型・ハケ塗工法
- 薬剤処理とは、加圧含浸・強制注入タンク装置（防腐剤用）
による薬剤結込工法

◎ 大臣認定書写しの御依頼について

偽装認定書の発行事件に基づき「保有個人情報保護法」に依る、拒絶権利を有するもので、当社の承諾条件：法令に基づき、調査する権限の有る者から法定に定める手続きに従って、照会があった場合に提供するものです。

大臣認定書（写し）が御入用の際は発行依頼書が御座いますので、お申し付け下さいませ。

国土交通省ホームページの掲載は、政令に基づき、承認が保証された証しとも云うべきものです。

サワダケミカル社

〒604-8375 京都市中京区西ノ京池ノ内町 22

TEL&FAX (075) 811-6735

E-mail info@sawada-chemical.jp

URL <http://www.sawada-chemical.jp>

連 絡 書(補足手続き)

下地木材類にハケ塗り処理で準不燃材料 承認 水性透明タイプ

ノ ッ ト バ ー ン C R - 1 ・ N S - 2

不燃材料とは、接炎しても着火しない、自己消化性を保持したもの
(但し、表面炭化<黒く焦げる事>現象は起こる)

耐防火大臣認定ラベル「準不燃」貼付

内装制限に関係なく、木材の使用が出来ます。

認定番号<QM-0241> 国土交通省 H・P 認定台帳(防火材料の認定)に掲載

ノットバーン CR-1・NS-2 購入の諸手続き

まずは、準不燃措置届出書及び記入のしおり内の出荷証明書発行依頼書の
2通に御記入して、FAX 送信下さい。

① 当社より、下記書類(2通)を送付します。

1. No.4 内装部材の **準不燃措置届出書 兼 発注書** ・ **防火認定ラベル発行依頼書** の起票
(『準不燃措置届出書』の記入は施工会社又は、元請会社をお願いして下さい。)
2. No.3 「準不燃措置届出書の記入のしおり」 **出荷証明書発行依頼書** の起票
施工現場での**防火認定ラベルの貼付 1区分(1室)に1枚** 但し、天井と壁は別に数えます。

② 一両日中に、当社より **請求書** を FAX にてお届けします。

諸条件のご了解の旨を連絡戴くことで、商品の発送手続きに入りますので、早目のご連絡を願います。
上記書類の提出により、発注書の代替とさせて戴きます。

決 済は、銀行振込(先払い)

- ③ 商品と同送する物
1. **施工技術指導書**
 2. **防火認定ラベルの交付**
 3. **出 荷 証 明 書**

④ **商品ノットバーン 銀行振込済明細のコピーFAX 後 発送**

全ての手続きが完了です。

以上は、ノットバーン CR-1、NS-2 の使用に拠る**施工技術指導書の内容遵守**と建築基準法
に関係するものに適応するものです。作業道具は水洗いで簡単に洗い流せます。

受託合成研究所 サワダケミカル社
〒604-8375 京都市中京区西ノ京池ノ内町22
TEL & FAX (075)811-6735
E-mail: info@sawada-chemical.jp

～準不燃措置届書の記入のしおり～

2015 9月 改正

- ・ 消防査察指導を順守ください。

行政規制に基づき、出荷証明書の記載内容、及び証明発行先の指示が統合されましたので
それに基づき履行されますので、御協力を下さい。

- * 準不燃措置届書の内容に基づき、防火認定ラベルと共に、その内容は出荷証明書にも同内容が記載されます。

◎

- * 査察指導に依る塗布面積の算出：被塗材 片面積分の申請で、

※Yahoo 検索「サワダケミカル社」にて
HPの左側グリーンのパナー「購入の諸手続き
について」もご参照下さい。

塗装量は防火認定条件（両面塗布）に基づき、条件に満たす容量の出荷量と成って居ります。

- * 基本使用量（両面塗布量）＝ 塗布片面積 X 0.12 ＝ 出荷量（L）

- * 認定ラベル貼付枚数等全てが照合の対象となります。例えば塗布面積に対する使用量不足は、

- * 手抜き作業としての判断から、承認されませんので施工指導書に基づいた仕様が必要です。

- * 出荷証明書内容との相違や不信な点があれば承認されませんので、正確な記入をお願いします。

- * 防火剤ノットバーンの残量は認められません。全て使い切ってください。残量使用の証明発行は出来ません。

尚、消防査察指導により、出荷証明書は元請会社（業者）宛に1通しか発行されませんので、
出荷証明依頼書の提出（元請会社印、署名捺印のもの）をお願いします。

出荷証明書の提出が出来ない場合は、行政指導の対象と成りますのでご注意ください。

：内装制限規制に措いては、建築確認申請に基づく、建築確認検査も同様の措置と成ります。

出荷証明書発行依頼書

FAX 075-811-6735

サワダケミカル社 御中

発行依頼日 年 月 日

依頼物件名

消防法	{	<u>ビル内監 の 承諾</u> <u>未 ・ 済</u> <u>提出先の所轄消防署</u> <u>消防署</u>
		<u>所轄消防署 の 承諾</u> <u>済</u> * <u>所轄消防署との事前打合せ後に、発注依頼お願い致します。</u>
建基法		<u>建築確認申請</u> <u>未 ・ 済</u> <u>提出先の公民間検査機関</u>

※ 処置に○印をお付け下さい。

依頼元（社名）

担当者

TEL

下記の内容にて、サワダケミカル社に出荷証明書の発行を依頼致します

【 記入上の注意事項とお願い 】

防火準不燃措置届出書に記載の内容、数量明細等に付いては、貴社にて必ずご確認の上署名捺印の上、
FAX 又郵送にてご依頼ください。

準不燃措置届出書 兼 発注依頼書 (塗布工事届出書)

※不燃に準ずる性能とは準不燃材料の事です。

ノットバーンは木材の内装制限規制の法令緩和措置の為に使用されるものです

内 容		
大臣認定取得番号 QM-0241下地準不燃	防火薬液名 ノットバーンCR-1(下塗)・NS-2(上塗)	床面積・延べ面積・建造物規模 m ²
使用箇所 (室内現し・壁・天井・垂木・野地板等)	塗料使用の有無 有 ・ 無	◎片面塗布面積 m ²
	使用予定着色塗料名: ※該当項目に○印	使用量 L
設計事務所名及び連絡先	国土交通省及び総務省令又は消防施行令上の該当条令の確認 ※該当項目に○印を	
TEL:	イ・建築基準法 (建築確認申請・検査対応)	ロ・消防法 (竣工検査・査察・内監検査対応)
販売・仲介会社名及び連絡先	樹種 A 松材系のみ承認 (その他は不承認)	A 松材系 B 杉材系 C 桧材系 D その他
TEL:	着工年月日 年 月 日	完成年月日 年 月 日

ノットバーン使用予定日	防火認定ラベル枚数	総塗布面積 *	
年 月 日 使用予定	(1区画 1枚) 枚	m ²	* 板材 表裏2面塗布 * 角材 木口含む6面塗布

現場での認定ラベルの貼付と出荷証明書との照合で確認検査されます。

防火認定ラベル発行依頼書

年 月 日

元請会社名: 承認者名:

住 所: 〒

TEL: - - FAX: - -

印

防火認定ラベル管理者名:

表示予定日(検査予定日の前日を記入): 年 月 日

施工会社名:

部 署 名:

担 当 者 名:

住 所: 〒

TEL: - - FAX: - -

印

現場名称:

新築(装)・改築(装)工事

現場所在地: 〒

塗装業社名:

住 所: 〒

TEL: - - FAX: - -

印

※ 防火認定ラベルの発行は、施工確認又は、依頼書を書いた後になります。

木材用 2016.11月 改正

※ 依頼書が弊社に到着後(中3営業日)の期間を頂きます。

サワダケミカル社

※ 防火認定ラベル1枚 ¥60 実費 理由を問わず再発行はできません。

※ 防火認定ラベル(1区画1枚原則) ※天井と壁は区別する

※ ノットバーンCR-1・NS-2は完全買取制と成って居ります。

※ 疑義の際は製図図書の提出をお願いします。*この資料内容通りが出荷証明書の原本となります。

■ 注意: 工事現場直送等送付先指定の場合:(郵便番号・住所・現場名称・電話番号・担当者名の記入を)

2007 年 6 月 20 日以後 改正建築基準法により 一部改善事項

行政指導として、建築確認事務の厳格化が計られ、下記の事項に改正されました。

確認申建築請後の設計図書の補正が出来ない事と成り、条件付同意は認められ無いとの事と成りました。

- 設計図書では誤記や記載漏れ以外の補正は認められない。
- 計画変更の差替え、訂正は認めない。
- 第 18 条の 3 項に基づく確認審査の指針により、違反事項の有る場合は、消防法第 7 条 2 項の規定により、建築主事に通知することに成ります。

『消防施行令 第 7 条に基づく建築物の確認に対する同意書』

これは、法令の防火に関する規定への適合性を審査するもので、消防の専門的見地に立って判断される。

当社の「出荷証明書」の内容項目にノットバーン C R ・ N S 防火薬剤の使用に関連する塗布面積、使用量、認定ラベル枚数、等々の適切な作業内容の履行に対する判断も同じものです。

設計図書での「準不燃材料(ノットバーン C R ・ N S)」は見積りの対象ではなく使用する事で内装制限規制に関係なく「準不燃認定」として行政から承認される点からも「使用限定」されたものである説明書を願います。

法的安全性の確保をする為、防火に関する規定に違反しない限り、同意をしなければならない。

準不燃措置届出書・防火認定ラベル発行依頼書への記入は、出荷証明書の原本と成る為、施工技術指導書に基づく適切な作業で、防火上不利に成らない適切な量を必要とし、厳守するものです。必要量の正確な数値の記入が望まれます。

違反には、違反建築物を建築すると建築主、設計者、監理者及び施工者、には私公文書偽造行使や建築基準法に基づく罰則が適用される場合が有ります。

申請書作成や現場監理に付いて、是まで以上に、ご注意ください様お願いします。

改善：ノットバーン C R / N S の販売量を（^{リットル} L 単位）から、少数第一位の（100 g 単位）の販売量に改正いたし、残量の使い切りを要望致す事と成ります。

消防関係では、使用量不足は手抜き作業と見做す見解となっております。

公的認証の交付に伴う厳格な法規制の遵守を履行すべき姿勢と申請手続きが必要です。

今後に於いては、ノットバーンの残量使用での、公的認証（準不燃ラベル）の請求は一切無効です。

以上が改正点の一部ですので、ご照会致します。

尚、関連業者へは写し(コピー)書きの照会をお願いします。

サワダケミカル社

2007 年 6 月 20 日

VOC関連規制

サワダケミカル社

規制の対象となる建材は 平成14年国土交通省告示第1113号限定列挙した建材のみです(告示対象建材)

対象材料

VOC(揮発性有機化合物): F☆☆☆☆(フォースター規制)

非メタン炭化水素

揮発性有機化合物の溶剤(油性)タイプ

: ホルマリン含有 ホルムアルデヒドの発生

「告示対象以外の建材」に付いてはホルムアルデヒドの発散が殆んど認められない事から、居室の内装仕上げや天井裏等に、規制を受けることなく使用する事が出来ます。

(告示対象外で規制を受けない建材)

「ノットバーン」組成&成分 リン酸ホウ酸珪酸混合無機化合物 水性タイプ

厚生労働省の策定、室内濃度指針物質を含有していないものです

省令第59条第8号の3 : 令第20条の5第3項に基づく

告示対象建材以外のもの・告示対象外材料・は、F☆☆☆☆等の表示をする必要は有りません。

平成15年9月18日 国土交通省建築指導課より

「告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い」

告示対象以外の建材に付いては、ホルムアルデヒドの発散が殆んど認められない事から、居室の内装仕上げや天井裏等に、規制を受ける事無く使用する事が出来ます。

: 塗 装 無機系塗壁材 自己接着、浸透系塗材(ノットバーンは該当する)

建築用ポリウレタン樹脂塗料(ノットバーンはこのコーナーに該当)

: 仕上塗材 内装けい酸質系薄付け仕上塗料 (同 上)

内装水溶性樹脂系薄付け仕上塗料 (同 上)

(ノットバーンは組成内容からも上記のコーナーに該当する事で政令ではVOC対象外材料と認められて居り、F☆☆☆☆の表示義務もありません。)

またこの事に依る証明書の必要性はない

認定書の照会にはコピー等乱用疑惑が絡むので、中央省庁による国土交通省 H.P. の閲覧をお願いします。

平成12年6月改正建築基準法の制定により平成13年6月施行で法人・個人を問わず防火性能重視とされ、含浸注入法、その他の導入が許され ISO5660 試験成績による判定の結果で認定番号(国土交通省住宅局国住指3225号)の取得と成った。

大臣認定書の提出は個人情報保護条令法により、提出請求への拒否も出来、開示目的、提出先の確認の元、証明が必要に応じでは開示も有ります。

国土交通省 ホームページより閲覧を

組織別情報「住宅・建築関係」⇒「建築行政」⇒ 右部7行目「構造方法等の認定について」

…「構造方法の認定に係る帳簿」⇒「防火材料(Excel File)」⇒ 一覧表の最下段欄

「QM(準不燃材料)シート」をクリック

「申請者の氏名又は名称」 サワダケミカル社(243行目) QM-1~QM-900番台

後確認ください。

樹種

改正建築基準法に基づく QM-0241 準不燃材料ノットバーンCR/NS 大臣認定

水性・透明タイプ

※建築基準法は大臣個別認定制度により 樹種マツ材系 厚さ15mm で承認されております。
※消防法では基材木材全般が対象となり防火認定ラベル『準不燃材料』が交付されます。

ISO-5660 建築指導課試験合格・総発熱量3.9MJ/m²・浸透性塗装工法
吸水性の無いもの・防水性コートのしたのものには効果なし。

マツ材系

建築基準法 対 応

アカエゾマツ	サスナ	トガサワラ	北洋とど松
赤松	シトカスプルス	とど松	ホワイトウッド
ウエスタンヘムロック	シベリアカラマツ	ニュージーランドマツ	ホワイトスプルス
エゾマツ	スコッチパイン	ノブルファー	ホワイトパイン
エンゲルマンズスプルス	スプルス	パイン材	ホンスン
欧州赤松	ソ連アカマツ	姫小松	ポンドローサパイン
落葉松	ソ連カラマツ	ファー	マークスパイン
オレゴンパイン	タエダパイン	米ツガ	メルクシーマツ
唐松	ダグラスファー	米松	樅 (モ)
カリビアマツ	ダフリカカラマツ	米モミ	ラーチ (西洋唐松)
グイマツ	チョウセンゴヨウマツ	紅松	ラジャータパイン
黒松	樺 (ツガ)	ヘムロック	レッドパイン
サザンイエローパイン	トウヒ	北洋唐松	カラマツ その他

その他の 樹種類

※ 建築基準法では大臣個別認定制度により、承認されていません。

※ 総務省令 8 条の 3 消防施行令第 4 条の 3 に基づき、基材(下地) = 合板(木材) 同等扱いでの承認と成っています。樹種までの規則範疇にあらず。

ノットバーン

無機化合物組成 身体に安全無害で VOC 関連規制では国土交通省告示第1113号 対象外材料 として内装規制や天井裏等に規制を受ける事なく使用出来ます。

総務省消防庁予防課課長回答 * 消防施行令の一部を改正する政令について各都道府県消防主管部長宛
建基法第68条の26 (同法88条第1項準用) の規定に基づき建築施行令1条5号6号にそれぞれ規定
する準不燃材料・難燃材料は防火性能を有するものとして取扱って差し支えないものである
事。との回答が出て居ります。①防火に関する事項防火性能基準の整備 (消防法施行令第4条の3第4項)

ノットバーン

耐火防火材料は建基法施行令第1条5号準不燃材料/基材木材/の規定に適合するものである事を認める
に該当する。

サワダケミカル社

〒604-8375 京都市中京区西ノ京池ノ内町22

TEL & FAX (075) 811-6735

E-mail info@sawada-chemical.jp

URL <http://www.sawada-chemical.jp>